

新旧対照表

工事共通仕様書（土木・管工事編）

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第 111 条 主任技術者及び監理技術者</p> <p>2 監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項） 発注者から直接請け負った工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が 4,500 万円以上（建築一式工事の場合 7,000 万円以上）となる場合は監理技術者（監理技術資格者証（建設業法第 27 条の 18 第 1 項）の交付を受けている者）を置かなければならない。</p> <p>3 工事現場ごとに専任する技術者（建設業法第 26 条第 3 項） 受注者は請負代金が 4,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）の工事ごとに設置される主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、監理技術者の専任の緩和（建設業法施行令第 28 条, 第 29 条関係）により監理技術者は、「監理技術者補佐」を専任させた複数の現場を兼任できるものとする。</p> <p>5 主任技術者から監理技術者への変更 受注者は、工事途中で下請契約の請負代金の額が 4,500 万円以上（建築一式工事の場合 7,000 万円以上）となった場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。</p> | <p>第 111 条 主任技術者及び監理技術者</p> <p>2 監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項） 発注者から直接請け負った工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が 5,000 万円以上（建築一式工事の場合 8,000 万円以上）となる場合は監理技術者（監理技術資格者証（建設業法第 27 条の 18 第 1 項）の交付を受けている者）を置かなければならない。</p> <p>3 工事現場ごとに専任する技術者（建設業法第 26 条第 3 項） 受注者は請負代金が 4,500 万円以上（建築一式工事の場合は 9,000 万円以上）の工事ごとに設置される主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、監理技術者の専任の緩和（建設業法施行令第 28 条, 第 29 条関係）により監理技術者は、「監理技術者補佐」を専任させた複数の現場を兼任できるものとする。</p> <p>5 主任技術者から監理技術者への変更 受注者は、工事途中で下請契約の請負代金の額が 5,000 万円以上（建築一式工事の場合 8,000 万円以上）となった場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。</p> |

請負工事提出書類一覧表

| 番号 | 書類等 | 内容 | | 様式 | 提出時期 |
|----|-----------|--|---|-----------------------|-------------------|
| | | 旧 | 新 | | |
| 4 | 現場代理人等通知書 | <p>現場代理人・主任技術者(監理技術者)等を明記のこと。 記載されている全ての者の経歴書を添付。(資格書写しを添付)</p> <p>1) 一現場で現場代理人と主任技術者(監理技術者)は兼ねることができる。</p> <p>2) 請負額が4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)については主任技術者を専任で置く。ただし、密接な関係がある二以上の現場を施工する場合は、同一の主任技術者が管理できる。</p> <p>3) 下請契約の総額が4,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)については元請負業者の監理技術者は専任とするが、「監理技術者補佐」を専任させた場合は兼務することができる。 建設業法第19条の2 建設業法第26条第2項 現場代理人の兼務 工事請負契約約款第10条</p> | <p>現場代理人・主任技術者(監理技術者)等を明記のこと。 記載されている全ての者の経歴書を添付。(資格書写しを添付)</p> <p>1) 一現場で現場代理人と主任技術者(監理技術者)は兼ねることができる。</p> <p>2) 請負額が4,500万円以上(建築一式工事は9,000万円以上)については監理技術者等を専任で置く。</p> <p>3) 下請契約の総額が5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)については元請負業者の監理技術者は専任とするが、「監理技術者補佐」を専任させた場合は兼務することができる。 建設業法第19条の2 建設業法第26条第2項 現場代理人の兼務 工事請負契約約款第10条</p> | <p>2</p> <p>2-(2)</p> | <p>契約締結後10日以内</p> |